

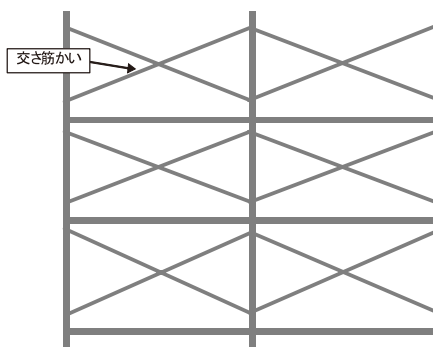
## (ウ) 事業者が行う「作業構台」についての墜落防止措置(安衛則575条の6関係)

改正前には、高さ75センチメートル以上の手すり等を設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ85センチメートル以上の手すり等」に加え「中さん等」※1を設けることとされました。

- ※1 「中さん等」とは、「高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん」又は「これと同等以上の機能を有する設備」のことであり、後者には高さ35センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム、金網及びX字型の2本の斜材(労働者の墜落防止に有効なものに限る。)があります。
- ※2 「下さん等」とは、「高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん」「高さ15センチメートル以上の幅木」「これらと同等以上の機能を有する設備」のことであり、同等以上の機能を有する設備には、高さ15センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。
- ※3 「手すりわく」とは、高さ85センチメートル以上の手すり及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等の機能を一体化させたものであって、わく状の丈夫な側面防護部材のことです。

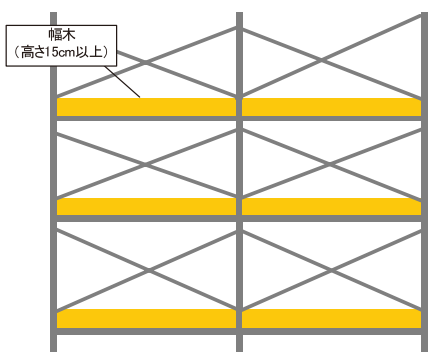
わく組足場

改正前の措置

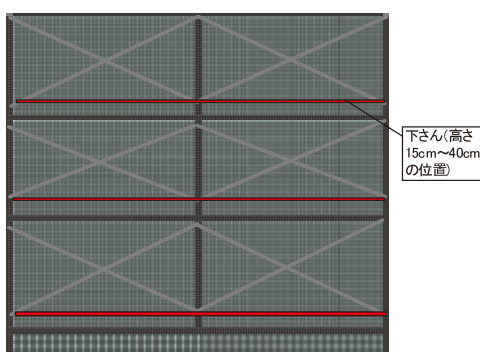


○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

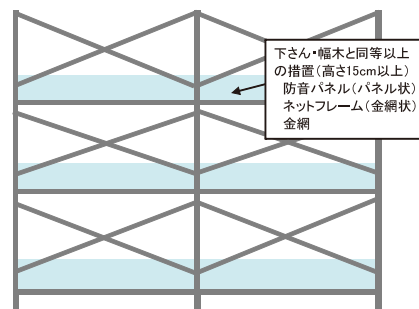
改正後 措置例1  
交さ筋かい+幅木(高さ15cm以上)



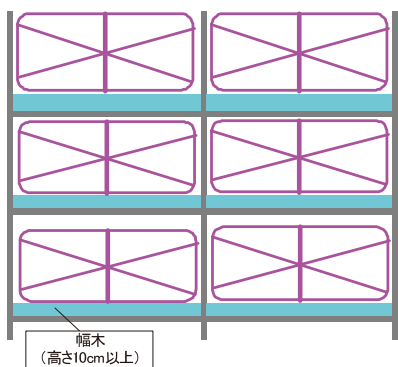
改正後 措置例2  
交さ筋かい+下さん(高さ15~40cmの位置)+メッシュシート



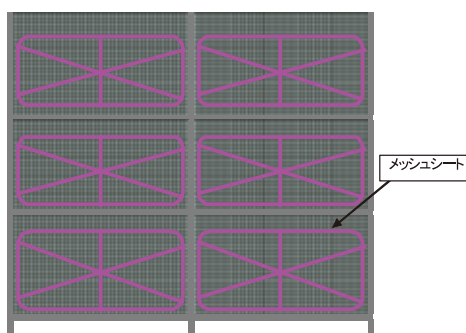
改正後 措置例3  
交さ筋かい+下さん・幅木と同等以上の措置(高さ15cm以上)



改正後 措置例4  
手すりわく+幅木(高さ10cm以上)



改正後 措置例5  
手すりわく+メッシュシート



改正後 措置例6  
手すりわく+幅木と同等以上の措置(高さ10cm以上)

